

令和3年三重県議会定例会
予算決算常任委員会
防災県土整備企業分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

| | | |
|--|---|--------|
| (1) 議案第 5号「令和3年度三重県一般会計予算」(関係分) | } | ・・・ 1 |
| (2) 議案第16号「令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算」 | | |
| (3) 議案第21号「令和3年度三重県流域下水道事業会計予算」 | | |
| (4) 議案第57号「令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号)」(関係分) | } | ・・・ 20 |
| (5) 議案第67号「令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)」 | | |
| (6) 議案第72号「令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第4号)」 | | ・・・ 24 |
| (7) 議案第31号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」(関係分) | | ・・・ 25 |
| (8) 議案第46号「北勢沿岸流域下水道(北部処理区) の維持管理に要する費用の市町負担の改定について」 | } | ・・・ 32 |
| (9) 議案第47号「北勢沿岸流域下水道(南部処理区) の維持管理に要する費用の市負担の改定について」 | | |
| (10) 議案第48号「中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区) の維持管理に要する費用の市負担の改定について」 | | |
| (11) 議案第49号「中勢沿岸流域下水道(松阪処理区) の維持管理に要する費用の市町負担の改定について」 | | |
| (12) 議案第50号「宮川流域下水道(宮川処理区) の維持管理に要する費用の市町負担の改定について」 | | |

◎ 所管事項説明

| | |
|--|--------|
| (1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく 報告について | ・・・ 34 |
|--|--------|

令和3年3月11日

県 土 整 備 部

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第 5号「令和3年度三重県一般会計予算」(関係分)
- (2) 議案第16号「令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算」
- (3) 議案第21号「令和3年度三重県流域下水道事業会計予算」

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

- (1) 令和3年は紀伊半島大水害および東日本大震災から10年の節目の年に当たります。近年の激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない、強靱な県土づくりが不可欠です。このため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。「3か年緊急対策」で残る取組の加速化に加え、インフラの老朽化対策やミッシングリンクの解消、流域治水対策等を加速します。
- (2) 暮らしの安全・安心を実感していただけるよう身近な課題への対策を強化します。警察等と連携した路面表示の改善や通学路等の交通安全対策、官民連携による河川堆積土砂撤去等を加速します。また、良好な住生活環境を保全するため、流域下水道の整備、住宅・建築物の耐震化、県営住宅の改修を推進します。
- (3) コロナ時代の社会変容に対応し、インフラへの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力ある地方創生を実現します。このため、未来も見据えながら、高度な管理を実現するインフラDXや、駅周辺における公共空間の再生、地元との協働を含めたグリーン化、都市公園を活用したワーケーション等を推進します。
- (4) 令和3年度に開催される「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」に向け、会場へのアクセスルートの開通に向けた整備を着実に推進します。さらに、両大会および「第9回太平洋・島サミット」に向けた道路維持管理について、安全かつ快適な移動を確保するため、必要な対策を実施します。
- (5) 質の高い社会資本ストックを形成するとともに、地域経済を下支えするため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく労働環境の改善やICTの活用、不当要求対策の強化等に取り組みながら、公共事業を効率的かつ円滑に実施し、早期の執行を確保します。

2 主な重点項目

(1) 防災・減災、国土強靱化の加速化

◎ 河川事業

予算額 8,508,812千円

[河川課(224-2682)]

[防災砂防課(224-2730)]

(15,912,210千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 7,403,398千円(5か年加速化対策分)

河川改修等により治水安全度の向上を図るとともに、大型水門・ダム等の耐震対策や、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を進めます。避難に資するソフト対策としては、洪水浸水想定区域図の作成を進めます。流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、流域治水プロジェクトを着実に進めます。

◎ 砂防事業

予算額 4,135,554千円

[防災砂防課(224-2697)]

(6,844,604千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 2,709,050千円(5か年加速化対策分)

砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。また、避難に資するソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定を令和3年度の早期の完了に向け進めるとともに、開発等で地形改変などがあった箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。

◎ 海岸改修事業

予算額 2,194,814千円

[港湾・海岸課(224-2690)]

(3,806,014千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 1,611,200千円(5か年加速化対策分)

堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めます。

◎ 緊急輸送道路機能確保事業

予算額 4,725,404千円

[道路建設課(224-2672)]

[道路管理課(224-2677)]

(5,589,604千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 864,200千円(5か年加速化対策分)

災害発生時に対応できる輸送機能確保のため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を進めます。

◎ 無電柱化事業

予算額 463,000千円

[都市政策課(224-2706)]

(524,999千円

※R2年度2月補正予算含みベース)

※うちR2年度2月補正予算 61,999千円(5か年加速化対策分)

電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間において、電線類の地中化を進めます。

◎ 直轄道路事業

予算額 9,453,332千円 [道路企画課(224-2739)]
(11,958,332千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 1,905,000千円(5か年加速化対策分)
600,000千円(その他分)

国土強靱化に資する幹線道路網の形成を促進します。

◎ 道路改築事業

予算額 10,142,620千円 [道路建設課(224-2630)]
(13,949,870千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 619,000千円(5か年加速化対策分)
3,188,250千円(その他分)

道路ネットワークの形成や第二次緊急輸送道路等の整備に向けて、計画的かつ効果的・効率的な道路整備を進めます。

◎ 道路インフラメンテナンス事業

予算額 2,525,918千円 [道路管理課(224-2677)]
(4,355,468千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 1,829,550千円(5か年加速化対策分)

道路利用者が安全・安心に利用できるよう、橋梁等道路施設について、計画的な点検、効果的な修繕を着実に進めます。

◎ 港湾事業

予算額 826,250千円 [港湾・海岸課(224-2691)]
(1,036,250千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 210,000千円(5か年加速化対策分)

港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進めます。

◎ 流域下水道事業

予算額 6,705,173千円 [下水道事業課(224-2725)]
(7,117,573千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)
※うちR2年度2月補正予算 412,400千円(5か年加速化対策分)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

(2) 身近な課題への対策の強化

◎ 道路維持管理・交通安全対策事業

予算額 7, 536, 397千円 [道路管理課 (224-2677)]

道路利用者が安心・快適に利用できるよう、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど適切な維持管理を行うとともに、通学児童等の安全確保を図る対策などを進めます。

◎ 河川堆積土砂対策事業

予算額 2, 258, 112千円 [河川課 (224-2686)]

河川堆積土砂の撤去および河川内の樹木の伐採を、関係市町と優先度を検討しながら、連携して実施します。

◎ 流域下水道事業 【再掲】

予算額 6, 705, 173千円 [下水道事業課 (224-2725)]

(7, 117, 573千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

◎ 住宅・建築物耐震促進事業

予算額 170, 751千円 [住宅政策課 (224-2720)]

[建築開発課 (224-2752)]

戸別訪問等により住宅耐震化を促進するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震補強、除却等を支援するほか、低コストの補強工法等の普及を図るため、設計者や施工者向けの講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

◎ 公営住宅建設事業

予算額 268, 005千円 [住宅政策課 (224-2703)]

既存県営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水改修工事等を行うとともに、安全、安心および快適な住環境整備のため、住戸内の改修工事を行います。

◎ 建築基準法施行事業

予算額 11, 228千円 [建築開発課 (224-2752)]

不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。

(3) コロナ時代の社会変容への対応

◎ 河川事業 【再掲】

予算額 8,508,812千円 [河川課(224-2682)]

(15,912,210千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

簡易型河川監視カメラをはじめとする水害リスク情報の発信など、DXの推進に取り組みます。

◎ 道路維持管理・交通安全対策事業 【再掲】

予算額 7,536,397千円 [道路管理課(224-2677)]

道路利用者が安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、AI技術等デジタル化による維持管理の高度化・省力化を目指すための検討を進めます。

◎ 道路調査

予算額 20,550千円 [道路企画課(224-2739)]

津駅周辺の道路空間の活用について、整備方針や事業計画等の具体化に向けた検討を進めます。

◎ (一部新^{※1}) 都市計画策定事業

予算額 53,296千円 [都市政策課(224-2718)]

都市計画決定(変更)の基礎資料とするため、人口規模や土地利用等に関する現況および将来の見通しについての基礎調査を行うとともに、広域緑地計画の改定を進めます。

◎ 都市公園整備事業

予算額 167,475千円 [都市政策課(224-2706)]

ワーケーション推進に必要な公園整備や新たな賑わいを創出するためのPark-PFI手法による公園整備を進めます。

◎ (新^{※2}) 公園から地域を元気に! 運動で健康プロジェクト事業

予算額 3,440千円 [都市政策課(224-2706)]

<事業実施期間:令和3年度>

「みんな」がいつでも効果的に運動できることをめざし、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。

◎ (新^{※2}) みんなが健康に過ごせる公園を目指す事業

予算額 2,546千円 [都市政策課(224-2706)]

<事業実施期間:令和3年度>

コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用できることをめざし、県営都市公園内にある既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施します。

※1 新たに基礎調査等を実施するため、一部新規事業(一部新)としています。

※2 みんなつくり予算で新たに実施するため、新規事業(新)としています。

(4) 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」等に向けた道路整備

◎ 直轄道路事業 【再掲】

予算額 9,453,332千円 [道路企画課(224-2739)]

(11,958,332千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

東海環状自動車道、「命の道」近畿自動車道紀勢線や北勢バイパス、中勢バイパス等の幹線道路網の形成を促進します。

◎ 道路調査 【再掲】

予算額 20,550千円 [道路企画課(224-2739)]

鈴鹿亀山道路の事業化に向け、整備手法の検討を進めます。

◎ 道路改築事業 【再掲】

予算額 10,142,620千円 [道路建設課(224-2630)]

(13,949,870千円 ※R2年度2月補正予算含みベース)

「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」における会場へのアクセスルートなどの道路ネットワークの形成や第二次緊急輸送道路等の整備、地域ニーズへの的確な対応に向けて、計画的かつ効果的・効率的な道路整備を進めます。

◎ 道路維持管理・交通安全対策事業 【再掲】

予算額 7,536,397千円 [道路管理課(224-2677)]

道路利用者が安心・快適に利用できるよう、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど適切な維持管理を行います。

(5) 公共事業の円滑な実施による早期執行の確保

◎ 公共事業評価制度事業

予算額 726千円 [公共事業運営課(224-2915)]

「三重県公共事業評価審査委員会」を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行うことにより、公共事業を取り巻く状況の変化に対応し、適正な執行を行います。

◎ 入札等監視委員会開催事業

予算額 396千円 [建設業課(224-2723)]

「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用を行います。

◎ 公共工事設計積算システム事業

予算額 164,258千円 [技術管理課(224-2208)]

設計積算システムについて、業務を効率化できるよう週休2日制工事やICT活用工事に係る積算を自動化・省力化する機能や積算基準の改定に迅速に対応する機能を付加し、更新を行います。

令和3年度当初予算 会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 当初予算 A | | | 令和3年度 当初予算 B | | | 対前年度比 B/A | 通常分 | 国土強靱化 分等 | R3当初2月補 正含み/R2 当初 |
|----------------------|--------------------|---------------|--------------|--------------------|---------------|--------------|--------------|--------|-------------|-------------------------|
| | 通常分 | 国土強靱化分 | 通常分 | 国土強靱化分等 | | | | | | |
| 一 般 会 計 | (100,016,812) | (87,608,228) | (12,408,584) | (103,611,759) | (81,291,313) | (22,320,446) | (104%) | (93%) | (180%) | 116% |
| | 89,209,223 | 76,848,972 | 12,360,251 | 81,291,313 | 81,291,313 | - | 91% | 106% | 皆減 | |
| 特 別 会 計 【港湾整備事業】 | (169,816) | (169,816) | - | (160,729) | (160,729) | - | (95%) | (95%) | | |
| | 169,816 | 169,816 | - | 160,729 | 160,729 | - | 95% | 95% | | |
| 企 業 会 計 【流域下水道事業】 | (23,361,836) | (23,335,586) | (26,250) | (24,241,810) | (23,829,410) | (412,400) | (104%) | (102%) | (1,571%) | 104% |
| | 23,361,836 | 23,335,586 | 26,250 | 23,829,410 | 23,829,410 | - | 102% | 102% | 皆減 | |
| 合 計 | (123,548,464) | (111,113,630) | (12,434,834) | (128,014,298) | (105,281,452) | (22,732,846) | (104%) | (95%) | (183%) | 114% |
| | 112,740,875 | 100,354,374 | 12,386,501 | 105,281,452 | 105,281,452 | - | 93% | 105% | 皆減 | |

2 事業別総括表 (一般会計)

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 当初予算 A | | | 令和3年度 当初予算 B | | | 対前年度比 B/A | 通常分 | 国土強靱化 分等 | R3当初2月補 正含み/R2 当初 | |
|----------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|-------------------|--------------|--------|-------------|-------------------------|-------------|
| | 通常分 | 国土強靱化分 | 通常分 | 国土強靱化分等 | | | | | | | |
| 公 共 事 業 | 国補公共事業 | (40,080,696) | (30,257,002) | (9,823,694) | (41,542,827) | (24,855,381) | (16,687,446) | (104%) | (82%) | (170%) | 127% |
| | | 32,834,265 | 23,030,904 | 9,803,361 | 24,855,381 | 24,855,381 | - | 76% | 108% | 皆減 | |
| | 直轄事業 | (17,616,477) | (15,037,587) | (2,578,890) | (18,389,493) | (12,756,493) | (5,633,000) | (104%) | (85%) | (218%) | 128% |
| | | 14,339,477 | 11,788,587 | 2,550,890 | 12,756,493 | 12,756,493 | - | 89% | 108% | 皆減 | |
| | 県単公共事業 | 17,379,157 | 17,379,157 | - | 20,068,555 | 20,068,555 | - | 115% | 115% | | |
| | 小 計 | (75,076,330) | (62,673,746) | (12,402,584) | (80,000,875) | (57,680,429) | (22,320,446) | (107%) | (92%) | (180%) | 124% |
| | | 64,552,899 | 52,198,648 | 12,354,251 | 57,680,429 | 57,680,429 | - | 89% | 111% | 皆減 | |
| 受託公共事業 | 558,202 | 558,202 | - | 872,641 | 872,641 | - | 156% | 156% | | | |
| 災害復旧事業 | (7,380,968) | (7,380,968) | - | (5,934,166) | (5,934,166) | - | (80%) | (80%) | | 84% | |
| | 7,096,810 | 7,096,810 | - | 5,934,166 | 5,934,166 | - | 84% | 84% | | | |
| 計 | (83,015,500) | (70,612,916) | (12,402,584) | (86,807,682) | (64,487,236) | (22,320,446) | (105%) | (91%) | (180%) | 120% | |
| | 72,207,911 | 59,853,660 | 12,354,251 | 64,487,236 | 64,487,236 | - | 89% | 108% | 皆減 | | |
| そ の 他 事 業 (非公共事業) | 17,001,312 | 16,995,312 | 6,000 | 16,804,077 | 16,804,077 | - | 99% | 99% | 皆減 | | |
| 合 計 | (100,016,812) | (87,608,228) | (12,408,584) | (103,611,759) | (81,291,313) | (22,320,446) | (104%) | (93%) | (180%) | 116% | |
| | 89,209,223 | 76,848,972 | 12,360,251 | 81,291,313 | 81,291,313 | - | 91% | 106% | 皆減 | | |

3 主な事業別明細表（一般会計）

（単位：千円）

| 区 分 | 令和2年度 当初予算 A | | | 令和3年度 当初予算 B | | | 対前年度比 B/A | 通常分 | 国土強靱化分等 | R3当初2月補 正含み/R2 当初 | |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-------------------|----------------------|---------------|-------------------------|------|
| | 通常分 | 国土強靱化分 | 通常分 | 国土強靱化分等 | | | | | | | |
| 国 補 公 共 事 業 | 道 路 事 業 | (23,108,744) 20,115,187 | (16,705,984) 13,712,427 | (6,402,760) 6,402,760 | (21,734,555) 15,233,555 | (15,233,555) 15,233,555 | (6,501,000) - | (94%) 76% | (91%) 111% | (102%) 皆減 | 108% |
| | 河川砂防事業 | (10,383,948) 7,527,073 | (7,969,548) 5,112,673 | (2,414,400) 2,414,400 | (12,849,589) 5,756,141 | (5,756,141) 5,756,141 | (7,093,448) - | (124%) 76% | (72%) 113% | (294%) 皆減 | 171% |
| | 港湾海岸事業 | (3,977,988) 3,077,988 | (3,223,170) 2,323,170 | (754,818) 754,818 | (4,941,450) 2,287,950 | (2,287,950) 2,287,950 | (2,653,500) - | (124%) 74% | (71%) 98% | (352%) 皆減 | 161% |
| | 都市計画事業 | (2,354,932) 1,858,933 | (2,103,216) 1,627,550 | (251,716) 231,383 | (1,749,228) 1,309,730 | (1,309,730) 1,309,730 | (439,498) - | (74%) 70% | (62%) 80% | (175%) 皆減 | 94% |
| | 住 宅 事 業 | 255,084 | 255,084 | - | 268,005 | 268,005 | - | 105% | 105% | | |
| | 計 | (40,080,696) 32,834,265 | (30,257,002) 23,030,904 | (9,823,694) 9,803,361 | (41,542,827) 24,855,381 | (24,855,381) 24,855,381 | (16,687,446) - | (104%) 76% | (82%) 108% | (170%) 皆減 | 127% |
| 直 轄 事 業 | 道 路 事 業 | (11,201,666) 9,097,666 | (11,052,166) 8,948,166 | (149,500) 149,500 | (11,958,332) 9,453,332 | (9,453,332) 9,453,332 | (2,505,000) - | (107%) 104% | (86%) 106% | (1,676%) 皆減 | 131% |
| | 河川砂防事業 | (5,596,657) 4,636,657 | (3,317,267) 2,385,267 | (2,279,390) 2,251,390 | (5,893,037) 2,874,037 | (2,874,037) 2,874,037 | (3,019,000) - | (105%) 62% | (87%) 120% | (132%) 皆減 | 127% |
| | 港 湾 事 業 | (729,514) 532,514 | (579,514) 382,514 | (150,000) 150,000 | (443,514) 343,514 | (343,514) 343,514 | (100,000) - | (61%) 65% | (59%) 90% | (67%) 皆減 | 83% |
| | 公 園 事 業 | (88,640) 72,640 | (88,640) 72,640 | - - | (94,610) 85,610 | (85,610) 85,610 | (9,000) - | (107%) 118% | (97%) 118% | | 130% |
| | 計 | (17,616,477) 14,339,477 | (15,037,587) 11,788,587 | (2,578,890) 2,550,890 | (18,389,493) 12,756,493 | (12,756,493) 12,756,493 | (5,633,000) - | (104%) 89% | (85%) 108% | (218%) 皆減 | 128% |
| 県 単 公 共 事 業 | 建 設 | 5,050,946 | 5,050,946 | - | 6,176,948 | 6,176,948 | - | 122% | 122% | | |
| | 維 持 | 11,955,090 | 11,955,090 | - | 13,538,177 | 13,538,177 | - | 113% | 113% | | |
| | 調 査 等 | 373,121 | 373,121 | - | 353,430 | 353,430 | - | 95% | 95% | | |
| | 計 | 17,379,157 | 17,379,157 | - | 20,068,555 | 20,068,555 | - | 115% | 115% | | 115% |
| 合 計 | (75,076,330) 64,552,899 | (62,673,746) 52,198,648 | (12,402,584) 12,354,251 | (80,000,875) 57,680,429 | (57,680,429) 57,680,429 | (22,320,446) - | (107%) 89% | (92%) 111% | (180%) 皆減 | 124% | |

4 企業会計（流域下水道事業）の概要

（単位：千円）

| | 令和2年度 当初予算 A | 令和3年度 当初予算 B | 対前年度比 B/A | R3当初2月補正含み /R2当初 |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|---------------------|
| 収益的収入（ア） | (14,414,520) 14,414,520 | (14,145,132) 14,145,132 | (98%) 98% | 98% |
| 収益的支出（イ） | (14,335,096) 14,335,096 | (13,994,737) 13,994,737 | (98%) 98% | 98% |
| 収益的収支差 （ア）-（イ） | (79,424) 79,424 | (150,395) 150,395 | (189%) 189% | |
| 資本的収入（ウ） | (8,316,837) 8,316,837 | (9,557,685) 9,145,285 | (115%) 110% | 115% |
| 資本的支出（エ） | (9,026,740) 9,026,740 | (10,247,073) 9,834,673 | (114%) 109% | 114% |
| うち、建設改良費 | (6,025,667) 6,025,667 | (7,117,573) 6,705,173 | (118%) 111% | 118% |
| うち、国土強 化分等 | (26,250) 26,250 | (412,400) - | (1571%) 皆減 | 1571% |
| 資本的収支差 （ウ）-（エ） | (△709,903) △709,903 | (△689,388) △689,388 | (97%) 97% | |

※ 各表の令和2年度当初予算の各欄の（ ）書きは、国の補正予算に係る令和元年度2月補正予算計上額を合算しています。

※ 各表の令和3年度当初予算の各欄の（ ）書きは、国の補正予算に係る令和2年度2月補正予算計上額を合算しています。

※ 各表の令和2年度当初予算の「国土強靱化分（流域下水道事業については国土強靱化分等）」欄は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を示しています。

また、令和3年度当初予算の「国土強靱化分等」欄は、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含めた国の補正予算に係る令和2年度2月補正予算計上額を示しています。

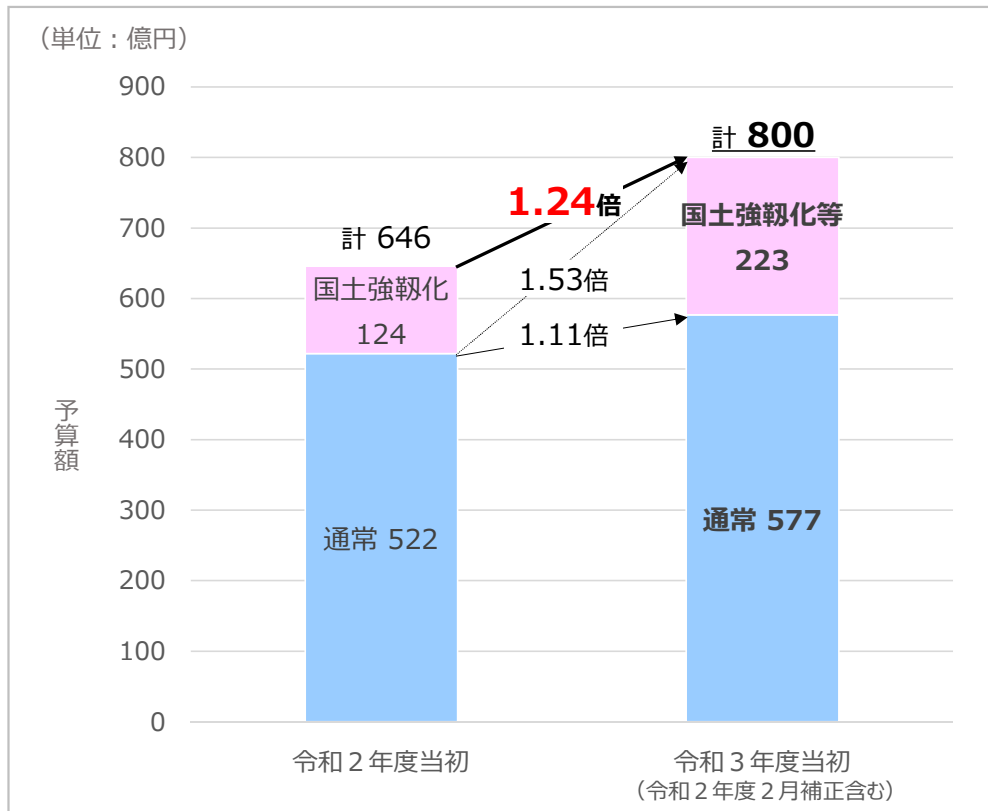
※ 各表の「R3当初2月補正含み/R2当初」欄は、令和2年度当初予算の金額と令和3年度当初予算に令和2年度2月補正予算を含めた金額との対比を示しています。

※ 「1 会計別総括表」の「企業会計【流域下水道事業】」欄は、「4 企業会計（流域下水道事業）の概要」の収益的支出および資本的支出の合計を示しています。

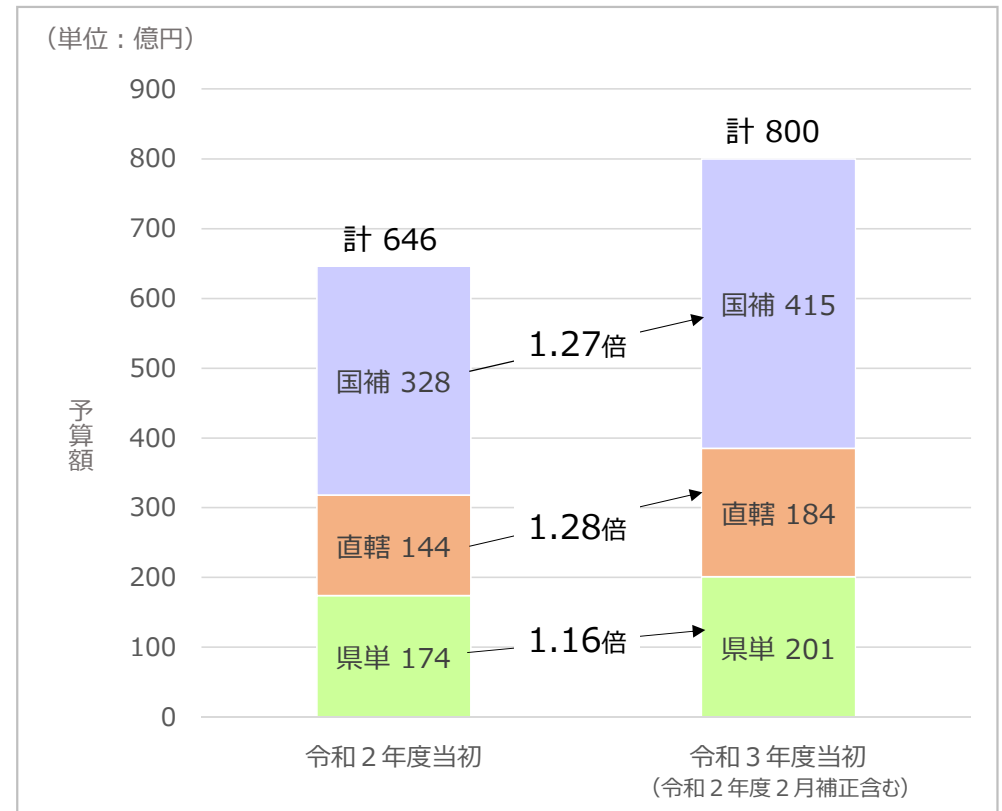
- (1) 令和3年は**紀伊半島大水害**および**東日本大震災**から**10年**の節目の年。近年の激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない、強靱な県土づくりが不可欠。このため、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進する。「3か年緊急対策」で残る取組の加速化に加え、インフラの老朽化対策やミッシングリンクの解消、流域治水対策等を加速する。
- (2) 暮らしの安全・安心を実感していただけるよう**身近な課題への対策を強化**する。警察等と連携した路面表示の改善や通学路等の交通安全対策、官民連携による河川堆積土砂撤去等を加速する。また、良好な住生活環境を保全するため、流域下水道の整備、住宅・建築物の耐震化、県営住宅の改修を推進する。
- (3) **コロナ時代の社会変容に対応**し、インフラへの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力ある地方創生を実現する。このため、未来も見据えながら、高度な管理を実現するインフラDXや、駅周辺における公共空間の再生、地元との協働を含めたグリーン化、都市公園を活用したワーケーション等を推進する。
- (4) 令和3年度に開催される「**三重とこわか国体**」「**三重とこわか大会**」に向け、会場へのアクセスルートの開通に向けた整備を着実に推進する。さらに、両大会および「第9回太平洋・島サミット」に向けた道路維持管理について、安全かつ快適な移動を確保するため、必要な対策を実施する。
- (5) 質の高い社会資本ストックを形成するとともに、地域経済を下支えするため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく労働環境の改善やICTの活用、不当要求対策の強化等に取り組みながら、公共事業を効率的かつ円滑に実施し、**早期の執行を確保**する。

- 新たな「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を盛り込み、公共事業全体で**対前年度比 1.24倍**
(県単公共事業でも、緊急自然災害防止対策事業や緊急浚渫推進事業を最大限活用して対前年度比1.16倍)

(1) 通常分/国土強靱化分 別



(2) 事業別内訳



※ 国の令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせ、いわゆる「15か月予算」として編成されたものであり、「令和3年度国土交通省関係予算総括表」においては、令和元年度第2次補正予算を含まない令和2年度当初予算額と「15か月予算」との比較が示されています。これを参考に、県土整備部においても、令和元年度2月補正予算を含まない令和2年度当初予算と令和2年度2月補正予算を含む令和3年度当初予算を比較しています。

※ 令和2年度の国土強靱化は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の3年目分を示しています。

※ 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3～7年度)の初年度については、令和2年度第3次補正予算において措置されています。

※ 令和3年度の国土強靱化等は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の1年目分を含めた国の令和2年度第3次補正予算に係る令和2年度2月補正予算計上額を示しています。

※ 令和2年度2月補正予算計上額223億円の内訳は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として185億円、「サプライチェーンの強靱化や物流の生産性向上に資する道路ネットワークや港湾の整備等の推進等」として38億円となっています。

(1) 防災・減災、国土強靱化の加速化

<道路分野>

県土整備部
道路企画課 電話2739
道路建設課 電話2630
道路管理課 電話2677

<主な5か年加速化対策の事業>

(1) 高規格道路のミッシングリンクの解消



発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保することを目標として、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、高規格道路ネットワークの整備を推進

(2) 道路の老朽化対策



舗装の老朽化

定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）について、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策を推進

(3) 道路法面・盛土対策



緊急輸送道路において、豪雨による土砂災害等の発生を防止するため、土砂災害の危険性がある箇所に対する道路法面・盛土対策を推進

(4) 河川隣接構造物の流失防止対策



橋梁流失

緊急輸送道路において、被災時に通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の災害リスクに対し、道路流失対策や橋梁の架け替え等を推進

(1) 防災・減災、国土強靱化の加速化

<流域分野>

県土整備部
河川課 電話2682
防災砂防課 電話2697
港湾・海岸課 電話2691

<主な5か年加速化対策の事業>

(1) 流域治水対策 (河川)



近年の頻発化・激甚化する水災害に対応するため、気候変動による影響を踏まえた、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの整備等を推進

(2) 流域治水対策 (砂防)



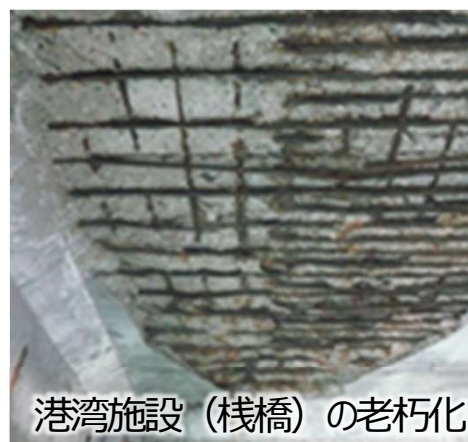
人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである医療施設・学校・道路等を保全するため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設等の砂防関係施設の整備を推進

(3) 流域治水対策 (海岸)



気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、災害リスクが高い沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策として堤防等の海岸保全施設の整備を推進

(4) 港湾における老朽化対策



海上交通ネットワークを維持し、港湾施設の安全な利用を確保するため、老朽化が著しい施設に対し、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進

写真：国土交通省資料より

上記の他、河川管理施設・ダム管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設の老朽化対策

(1) 防災・減災、国土強靱化の加速化

<都市政策分野>

県土整備部
都市政策課 電話2706
下水道事業課 電話2725

<主な5か年加速化対策の事業>

(1) 無電柱化対策



電柱倒壊による社会的影響
が大きい市街地の緊急輸送
道路において、道路閉塞を
未然に防ぎ、大規模災害時
の被害の軽減を図るととも
に、救急救命・復旧活動に
必要な交通機能を確保す
るため、無電柱化を推進

(2) 下水道施設の地震対策



災害時の下水道機能の確保
のため、防災拠点や病院等
の重要施設に係る下水道
管路の耐震化や下水処理場
等における躯体補強など
下水道施設の耐震化を
推進

(3) 都市公園の老朽化対策



都市公園において老朽化
した施設での事故を防止
し、ライフサイクルコス
トの低減や持続可能な維
持管理を実現するため、
長寿命化計画に基づく老
朽化対策を推進

(4) 下水道施設の老朽化対策



管路破損等による道路陥没
事故の発生や機能停止を
未然に防止するため、施設
の重要度等を踏まえた
効率的な下水道管路の
点検・調査や、劣化度等
を踏まえた計画的な改築・
修繕を推進

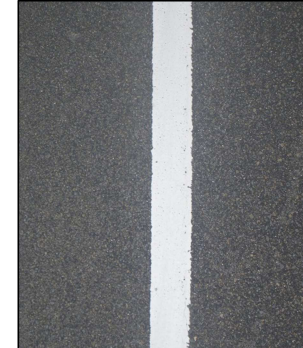
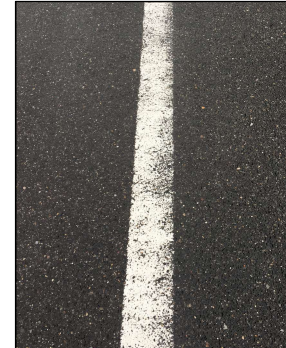
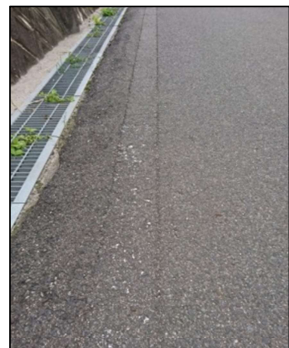
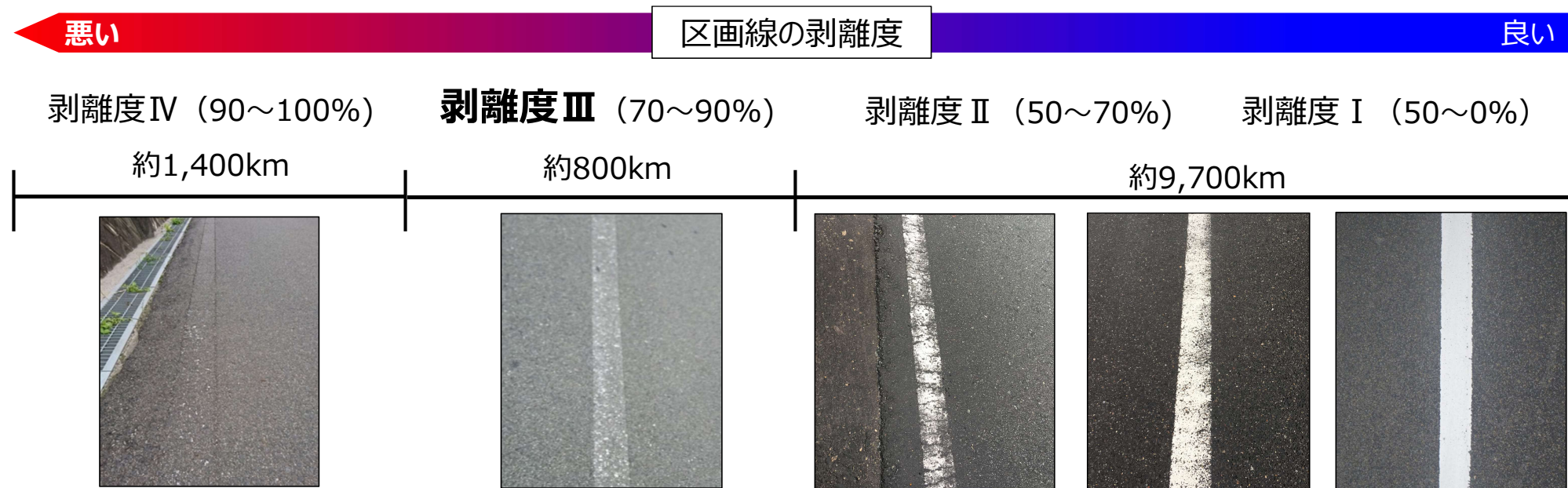
上記の他、防災公園の機能確保に関する対策

写真：国土交通省資料より

(2) 身近な課題への対策の強化 ～路面標示の改善（道路区画線）～

県土整備部
道路管理課 電話2677

- R3年度内に剥離度Ⅲの引き直しを完了。R4年度以降、剥離度Ⅱ以内の定常化をめざす。



引き直し計画

※剥離度別の延長は、H29調査結果によるもの



R2.7 路面標示連絡調整会議の設置

ICTを活用した路面標示
点検の自動化の検討

劣化状況のモニタリング調査

↳従来品より耐久性の高い材料を試験的に施工

路面標示の適切な
維持管理手法の確立へ

国、三重県警と連携し同時施工など

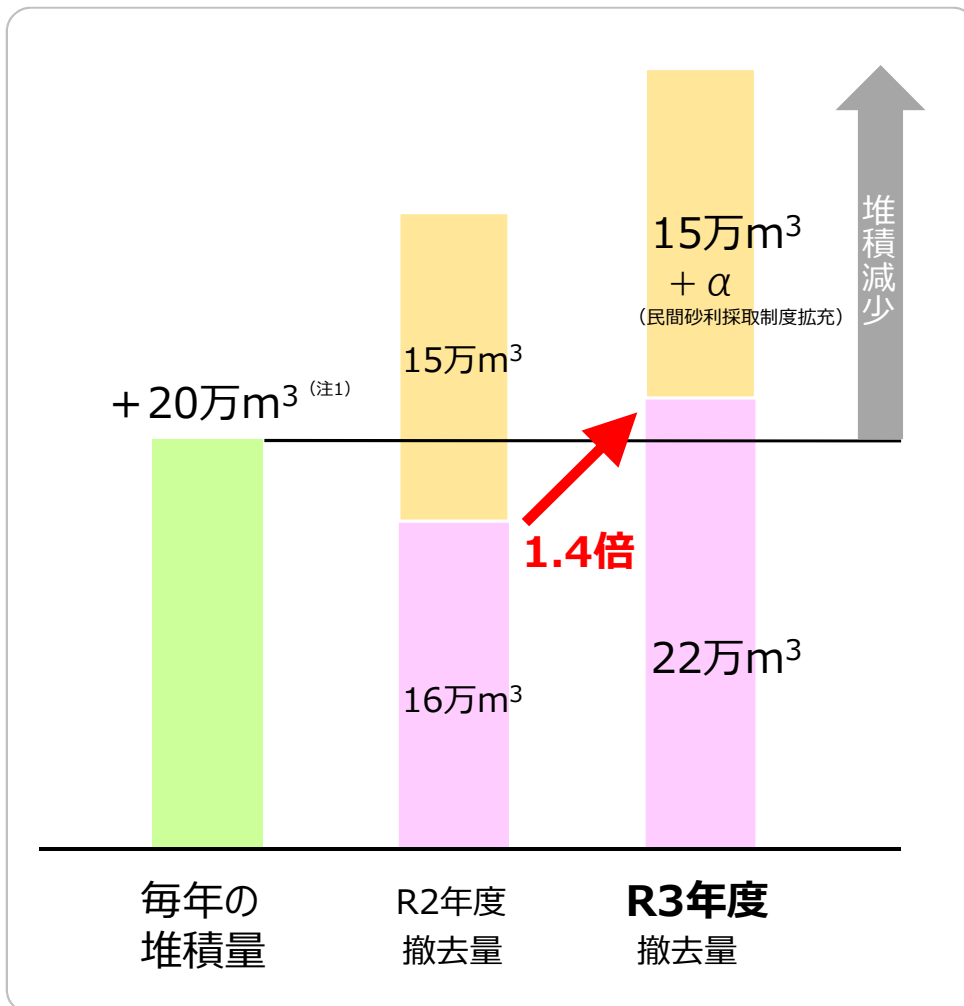
市町を含めた連携を検討

(2) 身近な課題への対策の強化 ～河川堆積土砂の撤去～

県土整備部
河川課 電話2686

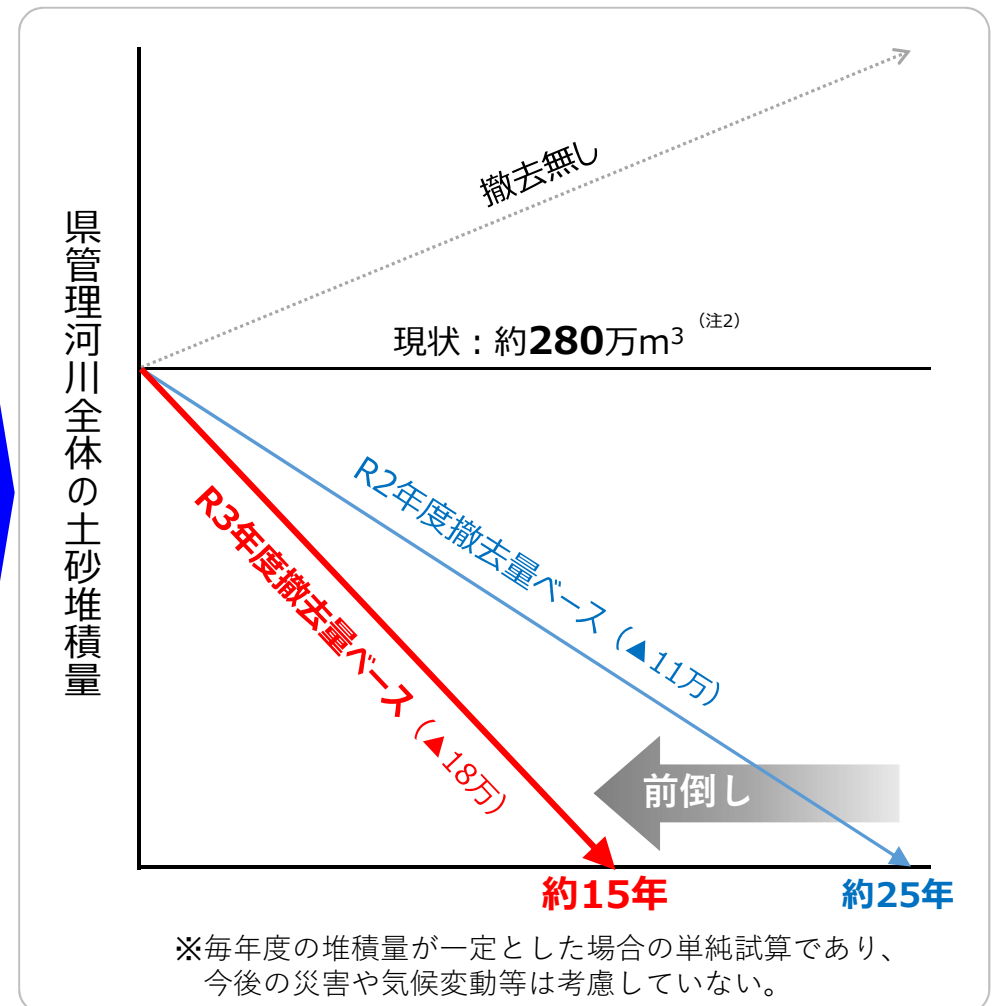
- R2年度の約**1.4倍**の堆積土砂を撤去（約22万 m^3 ）
- 県予算による毎年の堆積量を上回る撤去と、民間砂利採取制度の拡充で、堆積土砂撤去完了年を前倒し

(1) 令和3年度 堆積土砂撤去量



(注1) : 過去の調査結果から推定される堆積量

(2) 今後の堆積土砂の推移 (試算)



※毎年度の堆積量が一定とした場合の単純試算であり、今後の災害や気候変動等は考慮していない。

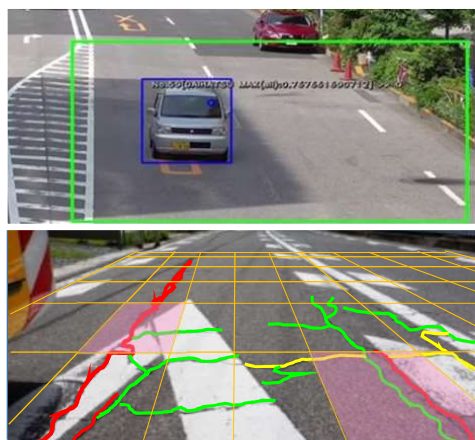
(注2) : R1年度の目視調査結果から推定したR2年度末の堆積量

(3) コロナ時代の社会変容への対応

国土整備部
道路企画課 電話2739
道路管理課 電話2677
都市政策課 電話2706

<主な取組例>

(1) インフラDXの推進



AIによる画像解析を用いた道路利用状況（車、歩行者等）の計測や提供、路面の白線やひび割れ状況の効率的なデータ収集など、インフラの高度な管理に向けたデジタル化を推進

(2) 公共空間の再生



道路空間の再編による歩行空間の拡張や、占用の緩和を通じた民間利用の促進、交通結節空間のリノベーションなど、既存の公共空間の再生で、新たな価値を創造する取組を推進

(3) 地元との協働を含めたグリーン化



植栽や美化活動の協働により、地域の絆を高め、また、来街者をお迎えする取組を推進
自然が持つ機能を防災、減災等に有効活用するグリーンインフラの取組を推進

(4) 県営都市公園を活用したワーケーション等の推進



ワーケーション推進に必要な公園整備（プール、園路等）や、新たな賑わいを創出するためのPark-PFI*手法による公園整備を推進

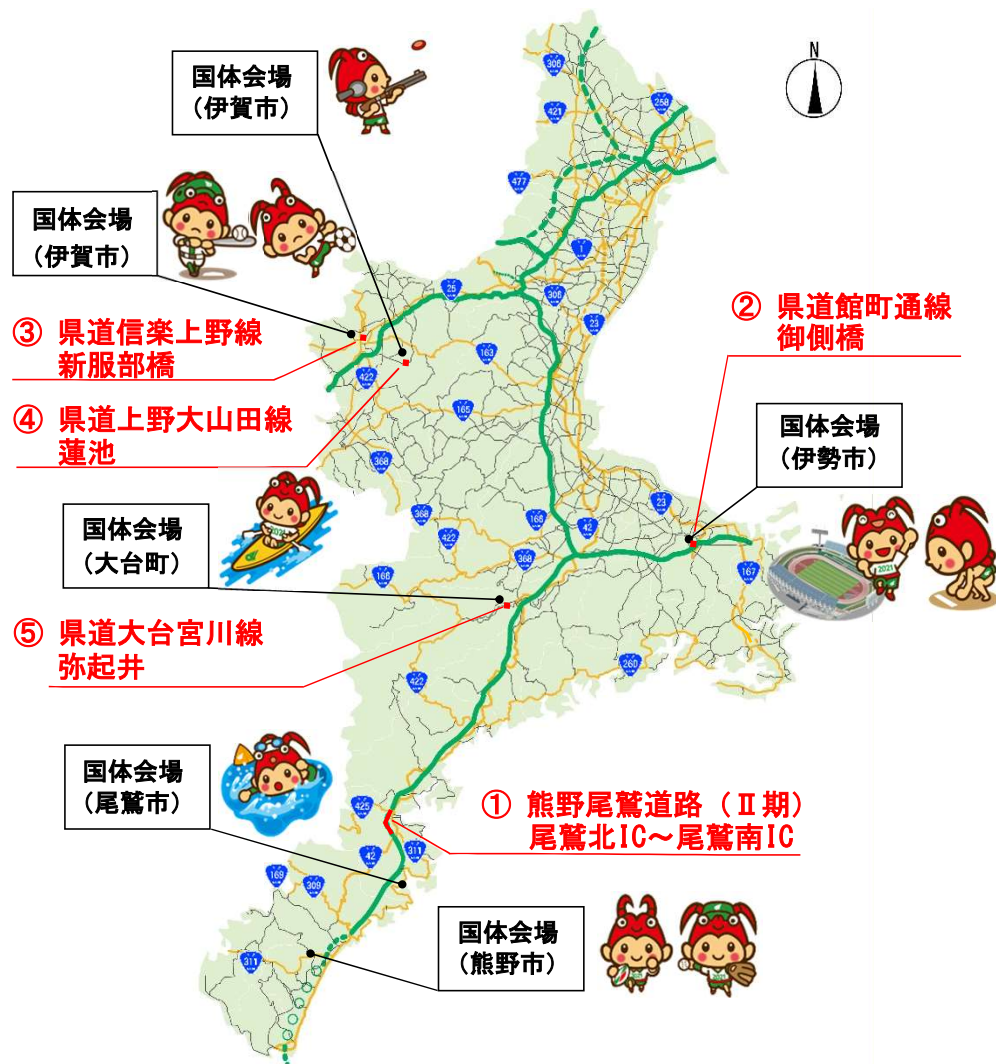
※ 公園内に設置する収益施設（飲食店等）から得られる収益を活用して、その周辺の園路や広場等の公園施設を一体的に整備する民間事業者を公募により選定する制度。

写真：国土交通省資料より

(4) 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」等に向けた道路整備

県土整備部
 道路企画課 電話2739
 道路建設課 電話2630

〈両大会関連道路の供用予定箇所〉



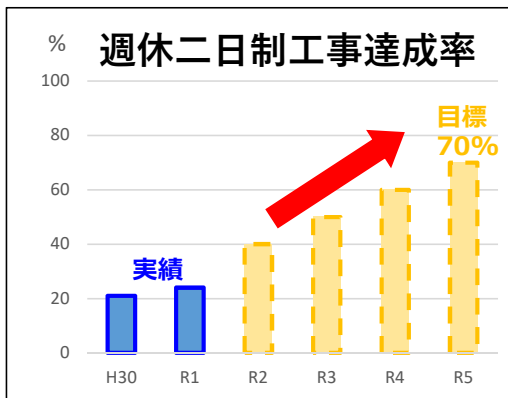
| | 路線名 | 区間名 | 延長 |
|---|-------------------|--------------|---------|
| ① | 熊野尾鷲道路 (Ⅱ期) | 尾鷲北IC～尾鷲南IC | 5.4 k m |
| ② | タチマチトオリ 県道館町通線 | オソババシ 御側橋 | 1.1 k m |
| ③ | 県道信楽上野線 | 新服部橋 | 0.5 k m |
| ④ | 県道上野大山田線 | ハスイケ 蓮池 | 0.3 k m |
| ⑤ | 県道大台宮川線 | ヤキイ 弥起井 | 0.2 k m |



(5) 公共事業の円滑な実施による早期執行の確保

県土整備部
 県土整備総務課 電話 2762
 公共事業運営課 電話 2915
 技術管理課 電話 2918

(1) 労働環境の改善



建設業の最優先課題である担い手確保や労働環境改善の取組として、週休二日制工事（4週8休）の拡大を推進

目標：第三次三重県建設産業活性化プランの取組指標

※達成率：
 4週8休を達成した工事件数 / 月2回土日完全週休二日制工事件数

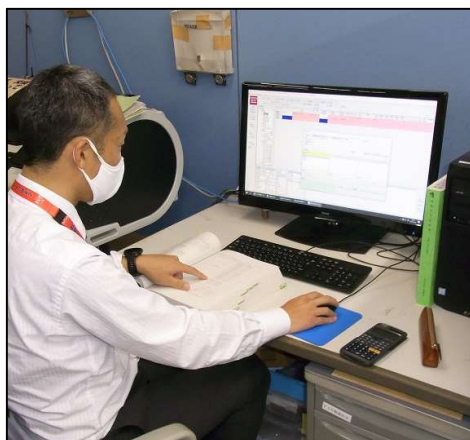
(2) ICTの活用



ドローン等を活用した起工測量やICT建設機械による施工により、建設現場の生産性向上を推進

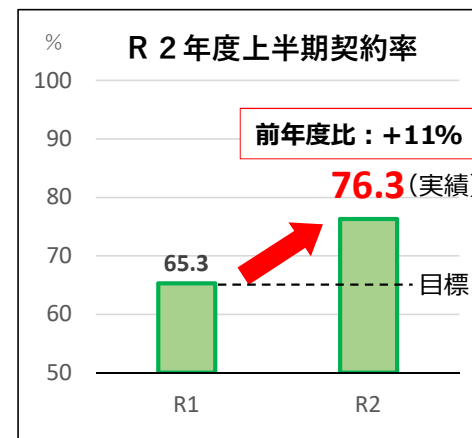
- R2年度実施工種
- 土工
 - 舗装工
- R3年度活用をめざす工種
- 法面工
 - 舗装工（修繕工）
 - 地盤改良工
 - 付帯構造物設置

(3) 積算業務の効率化



週休二日制工事やICT活用工事に係る積算を自動化する機能や積算基準の改定に迅速に対応する機能を付加した新たなシステムを導入

(4) 公共事業の早期執行



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ景気の下支えのため、昨年度を上回る公共事業の早期執行を確保

※契約率：
 各月末までの契約額 / R1年度繰越とR2年度当初予算の合計額（維持管理費を除く）
 契約額には工事、測量・設計、用地・補償を含む

上記の他、「建設産業活性化プラン」に基づく若手技術者の登用の促進や適正な利潤の確保等のための各種施策、不当要求等の根絶に向けた対策に取り組む

(4) 議案第57号「令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号)」
(関係分)

(5) 議案第67号「令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算
(第2号)」

1 会計別総括表

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の予算額 |
|--------------|-------------|------------|-------------|
| 一 般 会 計 | 112,796,834 | △1,545,672 | 111,251,162 |
| 土木費 | 105,698,785 | 968,688 | 106,667,473 |
| 災害復旧費 | 7,098,049 | △2,514,360 | 4,583,689 |
| 特別会計(港湾整備事業) | 170,345 | 911 | 171,256 |
| 合 計 | 112,967,179 | △1,544,761 | 111,422,418 |

2 事業別総括表(一般会計)

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の 予算額 | |
|------------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 公 共 事 業 | 国補公共事業 | 50,494,137 | 1,606,858 | 52,100,995 |
| | 直轄事業 | 21,006,998 | 44,123 | 21,051,121 |
| | 県単公共事業 | 16,519,040 | 11,203 | 16,530,243 |
| | 小 計 | 88,020,175 | 1,662,184 | 89,682,359 |
| | 受託公共事業 | 522,327 | △191,234 | 331,093 |
| | 災害復旧事業 | 7,098,049 | △2,514,360 | 4,583,689 |
| | 計 | 95,640,551 | △1,043,410 | 94,597,141 |
| その他事業(非公共事業) | 17,156,283 | △502,262 | 16,654,021 | |
| 合 計 | 112,796,834 | △1,545,672 | 111,251,162 | |

「補正前の額」には、議案第3号(先議)によるものを含んでいます。

【国補公共事業】 1, 606, 858千円

(主なもの)

| | | |
|------|---------------|---------------|
| 道路事業 | 1, 726, 914千円 | |
| | 道路維持交付金事業費 | 1, 268, 909千円 |
| | 道路整備交付金事業費 | 530, 505千円 |
| 海岸事業 | △50, 000千円 | |
| | 国補海岸災害関連事業費 | △50, 000千円 |
| 港湾事業 | △30, 350千円 | |
| | 国補港湾災害関連事業費 | △17, 000千円 |
| | 海岸高潮対策(港湾)費 | △13, 350千円 |

【直轄事業】 44, 123千円

(主なもの)

| | |
|-----------|------------|
| 直轄道路事業負担金 | △55, 174千円 |
| 直轄河川事業負担金 | 94, 299千円 |

【県単公共事業】 11, 203千円

(主なもの)

| | | |
|--------|-------------|-----------|
| 県単維持事業 | 公共土木施設維持管理費 | 10, 395千円 |
|--------|-------------|-----------|

【受託公共事業】 △191, 234千円

(主なもの)

| | |
|------------|-------------|
| 県単道路改築費 | △140, 921千円 |
| 河川整備交付金事業費 | △23, 060千円 |

【災害復旧事業】 $\Delta 2,514,360$ 千円

(主なもの)

| | |
|------------------|-----------------------|
| 令和2年災害土木（建設）復旧費 | $\Delta 1,919,587$ 千円 |
| 令和2年県単災害土木復旧費 | $\Delta 203,144$ 千円 |
| 平成31年災害土木（建設）復旧費 | $\Delta 362,500$ 千円 |

【その他事業】 $\Delta 502,262$ 千円

(主なもの)

| | |
|-------|---------------------|
| 職員人件費 | $\Delta 440,033$ 千円 |
|-------|---------------------|

【繰越明許費】

(繰越明許費一覧表)

(単位：千円)

| 科 目 | 補正前の額 | 今回追加・変更を行う額 | 補正後の額 | 備 考 |
|-----------|------------|-------------|------------|---------------------|
| 一般会計 | 16,687,446 | 38,055,278 | 54,742,724 | |
| 土木費 | 16,687,446 | 34,712,483 | 51,399,929 | |
| 土木管理費 | — | 5,510,132 | 5,510,132 | 公共土木施設維持管理費ほか2事業 |
| 道路橋りょう費 | 6,501,000 | 18,317,664 | 24,818,664 | 道路整備交付金事業費ほか13事業 |
| 河川海岸費 | 9,226,448 | 9,125,987 | 18,352,435 | 河川整備交付金事業費ほか22事業 |
| 港湾費 | 520,500 | 639,121 | 1,159,621 | 海岸高潮対策(港湾)費ほか5事業 |
| 都市計画費 | 439,498 | 1,119,579 | 1,559,077 | 街路整備交付金事業費ほか9事業 |
| 災害復旧費 | — | 3,342,795 | 3,342,795 | |
| 土木施設災害復旧費 | — | 3,342,795 | 3,342,795 | 平成31年県単災害土木復旧費ほか3事業 |
| 県土整備部計 | 16,687,446 | 38,055,278 | 54,742,724 | |

「補正前の額」には、議案第3号(先議)によるものを含んでいます。

(6) 議案第72号「令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算
(第4号)」

企業会計（流域下水道事業）総括表

(単位：千円)

| | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の 予算額 |
|----------------|------------|----------|-------------|
| 収益的収入 (ア) | 14,433,876 | △216,729 | 14,217,147 |
| 収益的支出 (イ) | 14,308,691 | △254,625 | 14,054,066 |
| 収益的収支差 (ア)-(イ) | 125,185 | 37,896 | 163,081 |
| 純損益 (税抜き) | 219,879 | 37,179 | 257,058 |
| 資本的収入 (ウ) | 8,688,416 | 2,312 | 8,690,728 |
| 資本的支出 (エ) | 9,397,719 | △813 | 9,396,906 |
| うち、建設改良費 | 6,396,646 | △500 | 6,396,146 |
| 資本的収支差 (ウ)-(エ) | △ 709,303 | 3,125 | △ 706,178 |

「補正前の額」には、議案第4号（先議）によるものを含んでいます。

(7) 議案第31号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」 (関係分)

1 改正理由

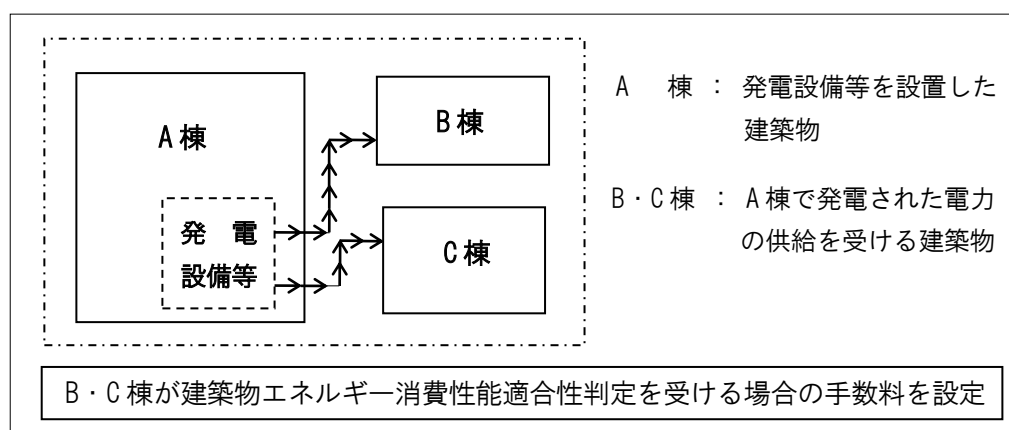
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正^(注)され、これに合わせて、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定について、国より新たに基準が示されました。

これにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について規定を整備するものです。

(注) 令和元年5月17日公布、令和3年4月1日施行

2 改正内容

- ① 非住宅建築物のエネルギー消費性能適合性判定の対象が、2,000㎡以上から300㎡以上に拡大されることに伴い、新たな建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の区分を設定します。
- ② 複数の建築物で発電設備等を共有する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が行われた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を設定します。



[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が行われた複数の建築物]

- ③ 国から示された審査所要時間に合わせて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改定を行います。

3 条例の施行期日

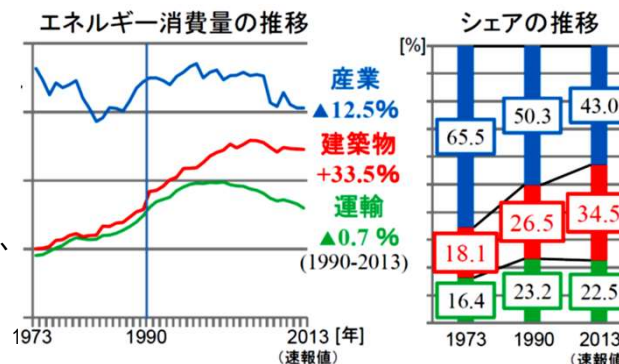
令和3年4月1日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

公布日：2019年5月17日

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
- 他部門（産業・運輸）が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠



- 地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標※達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題

※我が国の業務・家庭部門の目標（2030年度）：温室効果ガス排出量約4割削減（2013年度比）

※本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画（2016.5閣議決定）」「エネルギー基本計画（2018.7閣議決定）」における方針を踏まえたもの

⇒住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じる

法律の概要

オフィスビル等

オフィスビル等に係る措置の強化

法公布後2年以内施行

建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化

- 建築分野での省エネ対策の強化のため、令和3年4月1日より省エネ基準に適合させなければならない建築物の対象を延べ面積300㎡以上の中規模建築物に拡大。

| | | | | |
|--|--|---------|---------|---------|
| 一ト ル以 内の もの | | | | |
| 二 千平 方メ ートル を 超え 五千 平方 メー トル 以内 のもの | 八万六千円 | 十万七千円 | 二十六万六千円 | 五十九万二千円 |
| 五 千平 方メ ートル を 超え 一万 平方 メー トル 以内 のもの | 十三万七千円 | 十六万六千円 | 三十四万八千円 | 七十三万六千円 |
| 一 万平 方メ ートル を 超え 二万 五千 平方 メー トル 以内 のもの | 十七万三千円 | 二十万六千円 | 四十一万八千円 | 八十六万二千円 |
| 二 万五 千平 方メ ートル を 超 える もの | 二十一万七千円 | 二十四万九千円 | 四十九万九千円 | 九十八万四千円 |
| 備考 | <p>一 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>イ 工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄に定める金額</p> <p>ロ 工場等の用途の部分について知事が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第四欄又は第五欄に定める金額</p> <p>ハ イ又はロに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第三欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積</p> | | | |

| | | | |
|--|---|---------|----------|
| メー トル 以 内の もの | | | |
| 二 千平 方メ ートル を 超え 五千 平方 メー トル 以内 のもの | 十万七千円 | 二十六万六千円 | 六十一万六千円 |
| 五 千平 方メ ートル を 超え 一万 平方 メー トル 以内 のもの | 十六万六千円 | 三十四万八千円 | 七十五万六千円 |
| 一 万平 方メ ートル を 超え 二万 五千 平方 メー トル 以内 のもの | 二十万六千円 | 四十一万八千円 | 八十九万六千円 |
| 二 万五 千平 方メ ートル を 超 える もの | 二十四万九千円 | 四十九万九千円 | 百一十七万七千円 |
| 備考 | <p>一 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額とする。</p> | | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--------|---------|---------|
| | 築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合 | | 合 | |
| 三百平方メートル以内のもの | 六千円 | 一万千円 | 五万円 | 十二万九千円 |
| 三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの | 一万千円 | 一万六千円 | 六万四千円 | 十六万二千円 |
| 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | 一万七千円 | 二万四千元 | 八万五千元 | 二十一万円 |
| 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 五万二千元 | 六万二千元 | 十四万二千元 | 三十万五千円 |
| 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 八万二千元 | 九万五千元 | 十八万八千元 | 三十七万九千円 |
| 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | 十万四千元 | 十一万八千円 | 二十二万七千円 | 四十四万九千円 |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|
| 三百平方メートル以内のもの | | | | |
| 三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | | | | |
| 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | | | | |
| 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | | | | |
| 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | | | | |

| | | | |
|--------|---------|--|---------|
| | | | |
| 一万千円 | 五万円 | | 十三万六千円 |
| 二万四千元 | 八万五千元 | | 二十一万九千円 |
| 六万二千元 | 十四万二千元 | | 三十一万七千円 |
| 九万五千元 | 十八万八千元 | | 三十九万二千円 |
| 十一万八千円 | 二十二万七千円 | | 四十六万三千円 |

| | | | | |
|------------------|---|--------|---------|---------|
| もの | | | | |
| 二万五千平方メートルを超えるもの | 十三万円 | 十四万七千円 | 二十六万八千円 | 五十一万四千円 |
| 備考 | <p>一 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>イ 工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄に定める金額</p> <p>ロ 工場等の用途の部分について知事が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第四欄又は第五欄に定める金額</p> <p>ハ イ又はロに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第三欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第四欄又は第五欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第四欄又は第五欄に定める金額を超える場合は、当該第四欄又は第五欄の金額</p> <p>二 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。</p> | | | |

| | | | | |
|------------------|--|--------|---------|--------|
| もの | | | | |
| 二万五千平方メートルを超えるもの | | 十四万七千円 | 二十六万八千円 | 五十三万千円 |
| 備考 | <p>一 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額とする。</p> <p>二 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とする。</p> <p>三 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前二号に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額を超える場合は、当該第三欄又は第四欄の金額とする。</p> <p>四 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。</p> | | | |

- (8) 議案第46号「北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について」
- (9) 議案第47号「北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について」
- (10) 議案第48号「中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について」
- (11) 議案第49号「中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について」
- (12) 議案第50号「宮川流域下水道（宮川処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について」

1 議案の概要

流域下水道の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和3年度からの関係市町の維持管理負担金単価を改定するものです。

今回の改定は、県内6処理区のうち平成30年4月に供用開始した志登茂川処理区を除く下記の5処理区で行います。

計画水量の増加により、宮川処理区を除き1m³あたりの単価は減額となります。宮川処理区は、他の処理区と同じく計画水量が増加するものの、建設に際して借り入れた企業債に係る償還金（元金）の徴収が今回の改定から始まるため、単価が増額となります。

| 議案番号 | 第46号 | 第47号 | 第48号 | 第49号 | 第50号 |
|----------|---|--------------------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|
| 流域名 | 北勢沿岸流域下水道 | | 中勢沿岸流域下水道 | | 宮川流域下水道 |
| 処理区名 | 北部処理区 | 南部処理区 | 雲出川左岸処理区 | 松阪処理区 | 宮川処理区 |
| 供用開始年月 | 昭和63年1月 | 平成8年1月 | 平成5年4月 | 平成10年4月 | 平成18年6月 |
| 関係市町 | 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町 3市4町 | 四日市市 鈴鹿市 亀山市 3市 | 津市 1市 | 津市 松阪市 多気町 2市1町 | 伊勢市 明和町 玉城町 1市2町 |
| 改定単価（税抜） | 51円/m ³ | 65円/m ³ | 77円/m ³ | 90円/m ³ | 91円/m ³ |
| 現行単価（税抜） | 52円/m ³ | 66円/m ³ | 82円/m ³ | 91円/m ³ | 85円/m ³ |

2 維持管理負担金単価の考え方

(1) 単価設定期間

令和3年度から3年間です。(令和3年4月から適用)

(2) 維持管理負担金単価の算定方法

令和3年度から3年間における各下水処理施設の維持管理に要する費用(施設運転監視費、電力費、薬品費、汚泥処分費、定期点検費、修繕費等)と建設時に借り入れた企業債のうち同期間内に償還すべき額を合計したものを、市町から提示された同期間の計画水量で除することにより、算定しています。

(3) 市町への意見照会並びに市町負担金の算定方法

算定した負担金単価については、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき、関係市町へ意見照会を行い、令和2年11月に同意を得ています。

なお、各年度の市町負担金は、負担金単価に実流入水量を乗じて算定した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算して徴収します。

◎ 所管事項説明

(1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額 (予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | | |
|----|----------------------|--------------------|------------------|---|---|--|--------|------|-------|--------|----------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1 | 同和地区公共下水道事業補助金 | 津市 津市殿村5 | 17,400 (R3.9) | 対象区域において、平成9年度から13年度までの5年間に実施した公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設に要する経費について、地方債の元利償還額の一部を補助する。 (平成13年度までの制度で、新規採択終了) | (目的・理由) 同和地区における公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ①公共財 公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。 | 下水道事業課 | 土木費 | 都市計画費 | 下水道事業費 | 下水道事業諸費 |
| 2 | 避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金 | 四日市市 四日市市諏訪町1-5 | 72,693 (R3.4) | 避難路沿道建築物の耐震対策に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由) 避難路沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム 緊急輸送道路沿道の建築物が倒壊した場合、当該道路の通行を妨げ、避難物資の流通、救助活動の低下や多数の者の円滑な避難を困難にするなど、甚大な被害を及ぼす恐れがある。 このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 建築開発課 | 同上 | 土木管理費 | 建築指導費 | 建築基準法施行費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額 (予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | | |
|----|-----------------|----------------------|------------------|--|---|--|-------|------|-----|-------|------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 3 | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 津市 津市西丸之内23-1 | 10,000 (R3.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 住宅政策課 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 | 住まい安心支援事業費 |
| 4 | 同上 | 四日市市 四日市市諏訪町1-5 | 17,000 (R3.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 5 | 同上 | 鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 10,000 (R3.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 6 | 同上 | 松阪市 松阪市殿町1340-1 | 12,000 (R3.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |